

第 233 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 5 日（火）13 時 30 分から
- 2 場 所 長野県水産試験場 魚病総合指導センター 2 階会議室
- 3 出席者

内水面漁場管理委員 11 名

漁業者代表：藤森 貫治、富岡 道雄、古谷 秀夫、梅戸 洋、佐藤 みつ子

採捕者代表：小澤 哲、金井 恒一郎、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透

事務局：小林書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 遊漁規則の変更について
- (2) 長野県漁業調整規則の改正について
- (3) 野尻湖における逸出魚の監視について
- (4) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を、藤森委員と水谷委員にお願いします。よろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず一つ目「遊漁規則の変更について」ですけれども、事務局から資料 1 の説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 前回、御質問をいただき、宿題とさせていただいた件について、事務局で調べていただきましたので、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日最初の議題は、知事から諮問のあった遊漁規則の変更について、志賀高原漁協と上小漁協の二つの漁協から遊漁規則の変更認可申請書が提出されておりますので、一括して事務局から説明していただいて、それぞれの漁協ごとに御意見と御質問を受けます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

平林会長 まず最初に、志賀高原漁協の遊漁規則の変更認可申請について、何か御意見、御質問などがございましたら、出していただきたいと思います。

特に御意見、御質問はないということで、申請のとおり許可してよい旨答申させていただきますけれどもそれでよろしいでしょうか。

委員 異議無し

平林会長 はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

二つ目ですけれども、上小漁協の遊漁規則の変更認可申請について何か御意見、御質問等ございますか。積算根拠も今説明いただいたとおりですけれども、何かございますか。

特に御意見、御質問ないですか。それでは特に御意見、御質問ないということで、上

小漁協の遊漁規則の変更認可申請につきましても、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨答申したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

委員 異議無し

平林会長 それでは申請のとおり許可してよいということで答申させていただきます。ありがとうございました。

平林会長 それでは次二つ目ですが、長野県漁業調整規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 この様なスケジュールで作業を進めているということで説明いただきましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、次回の委員会の時に諮問いただいて、それに対して議論をして、できればその時に答申できるような形で進行できればと思っております。

平林会長 それでは次の議題に進めさせていただきます。3 野尻湖における逸出魚の監視について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3より説明

平林会長 今、説明をしていただいた6月は前回、話をさせていただきましたので、それ以降の調査結果、それから10月18日付けで新潟県の内水面漁場管理委員会からの依頼文の紹介などを説明していただきました。何か御意見、御質問があれば出していただきたいと思っております。

藤森委員 新潟県の内水面漁場管理委員会からこういうような依頼文だとか苦情だとかそういったものが、過去に来たことがありますか。初めてですか。私が委員会に出た中では初めてですが。

平林会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめてになると思います。というのも関川で採れたのが初めてだからです。

藤森委員 実は私は何年か漁場管理委員会に加わって話をしているんですけども、一番心配していたのは、大水の時に上流からの放流を解除しているじゃないですか。その大水の時にはどうしても野尻湖から下流域に外来魚、ブラックバスが出ている可能性が十分考えられるんですけども、その対策を一切今までしてこなくて、漁場管理委員会としても、それやらなきゃいけないという意見がなかなか出ていなかった気がするので、そこについては、こういう苦情が来たということであれば、そこも考えなければいけないと、私は思うんですけども、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

平林会長 いかがでしょうか。

富岡委員 確かにこれ今の問題、前々回かな、平林会長の方から野尻湖のブラックバスの問題はもう10年過ぎたんだと、そろそろ漁場管理委員会も考えなくちゃいけない時期に来てる

んじゃないかと平林会長の方から意見があったわけで、たまたま新潟県からこんなような発言があったということはやっぱり真剣に考えないと、迷惑がかかっちゃってるわけだ、いかにして迷惑をかけないかっていうことを今までこの委員会をやってきたんだけど、こういう文書が出てきた以上、迷惑がかかっているということが歴然とわかったわけで、この中で、みんなで真剣に考えていったらどうかと思います。以上です。

平林会長 ありがとうございます。他の皆様方はいかがでしょうか。

桐生委員 今の富岡委員の話につながるわけですけど、最初にリリース禁止の解除したのは平成20年、もう11年たっているわけです。その間に野尻湖漁協の逸出防止対策についてはいろいろと委員会で指示したりお願いをしたりしてきたんですが、逸出防止装置の中でありますが、逸出があるということから見て、やはり未来永劫こういうことをやっていたいいのかということが問題となってくるんです。他の河川湖沼ではリリースは禁止されているわけですから、野尻湖だけこういうことを続けていいのかというのが一つと、それから、10年前、10年さかのぼって釣り客の動向とかバス類の資源量、これはちょっと難しいかもしれませんが、どれくらい釣れているのか、それからバス以外の観光資源を考えているのか、というようなことを野尻湖漁協に説明をしてもらった方がいいと思うんです。それから対策を考えても遅くはないと思います。それからちょっと話は違うんですけれども、特定外来生物法ができて各県で、委員指示でリリースを禁止しましたが、私の周りの話を聞くと、相変わらずリリースやってます。法律ができたんですが、現状は変わっていないということで、10年たってますから、改めて啓発をやった方がいいんじゃないかと思います。もう既に忘れかけられている状態じゃないか、一般の人には。それから、もう一つ例を言いますと、私のうちのため池で鯉なんかを飼っていますけど、農業用水を使っています。今年、オオクチバスが4個体取れました。農業用水の上流には美和ダム貯水池と、もうひとつ水源になっているのが地域のため池があるんですけど、いずれかから流入したと思うんです。これらも放置しておいていいのかというふうに考えます。特にため池については、管理者に堤を修復したり水門を直したりする際に、バスを除去してもらいたいというような、昔これやったんです、土地改良通じて、改めてそういう依頼も必要んじゃないかなというふうに思います。バス類については、もう一度、一般の人たちにも注意喚起した方がいいんじゃないかと思います。

平林会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

今のお二人の御意見は、ここで許可するときにもずっと、未来永劫にリリース禁止を解除すると言うわけではなくて、近い未来に向けて、漁協の方でも異なった漁協の経営戦略や経営方針などを検討して頂き、今のような漁協経営から脱して頂くようなことをご検討いただきたいということで、お願いし、許可をしてきた経緯がございます。今、お二人の御意見にあったように新潟県からも、このような形で文書が来ているので、一度ここで、漁協さんの方に、現在どのような形で検討が進んでいるのかということをお聞きするのも一つの手かなというふうに思いました。「次の更新時には認めない」と言うことでは無くて、釣りを取り巻く社会的な情勢であるとか、漁協を取り巻く環境もここ数年で大きく変わってきていると思いますので、そのような様々な情報を集めたり、直接、漁協さんからお話しをお聞きしたりということを行い、先を見据えた検討を始めていったらいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そのような方向でよろしいですか。では、特にその他の御意見はございませんので、今、私の方で説明したような方針で少し資料を集めていただき、また、野尻湖漁協さんにもいろいろとお話しをお聞きして、検討の状況なども場合によったら説明をさせていただいて、それらのことをもとに、ここで議論をして、検討していくという方向で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。ではそのような形で進めさせていただきたいと思います。

新潟県の文書に対して、返答をしないといけないので、先ほど事務局の方からこういう形で説明をするという原案を説明していただきましたけれども、あのような形でよろしいでしょうか。ではそういう形で新潟県の内水面漁場管理委員会には文書を作ってお送りさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件について何かございますか。

竹原委員 野尻湖の問題というのは、公に一応バス釣りができるという場所になっているんですけども、実際には県営のダムとかため池の問題も出たんですけども、結構うじゃうじゃバスがいるところっていっぱいあるんですけども、ここで野尻湖漁協に、もうちょっと方向転換なりもうちょっと考えてほしいという申し入れなりしたとしましても、他にまだいっぱいたくさんあちこちにおいて、かつ、直接新潟県のほうに流れていかないからいいのかってなると、そこらへんもどうなのかなっていうふうにならずにずっと思っていましたけれども、そういう関係って一応県営なんかの場合の管理者は県ですよ。

平林会長 野尻湖においては、この委員会でオフィシャルにリリース禁止を解除するというのを認めているんですね。そのほかの水域については、オフィシャルではなくて不法に行われ、増えているということですね。そのようなものについてどうするのかという、ちょっとこれまでの話とは別口の話かと思うのですが。事務局から説明していただけますか。

事務局 まず、誤解のないように確認なんですけど、長野県内で、野尻湖でバス釣りを認めているということではなくて、漁業権魚種として認めているということは一切ありません。野尻湖においても釣った魚をそこに戻すというリリース禁止を解除しているだけで、別にブラックバス釣りを公に認めているとか、漁業権魚種にしているという状況ではございませんので、まずそこは御理解いただきたいと思います。あくまでもリリース禁止というのだけを解除しているという状況に当たります。他の河川とか湖沼とかでもすべて同じで、リリース禁止の解除というのの引き換えに対して、逸出防止が図られていることという条件をクリアすればリリース禁止を解除しているだけということ、釣りを認めているか認めていないかということとは切り離して、別とを考えていただければいいと思います。

他にたくさんいるというのは私も把握しておるところでございます。他にもたくさんいるという状況なんですけど、こちらについては各漁協のほうで、駆除される場所については、県の外来魚等食害防止対策事業で、補助をいたしまして駆除の支援をしているというところになります。ため池の話もちょっと出たんですけど、こちらについてもため池を干すときは、ブラックバスとかが出ないようにするので御一報くださいという話と、その場合水産試験場のほうで流出防止させないようなアドバイス等を行っております。

平林会長 竹原委員さん、よろしいでしょうか。

藤森委員 竹原さんのおっしゃるとおり実は長野県内のため池が、ほとんどブラックバスに汚染されているというのが現状なんです。例えば大きな湖、白樺湖だとか、そういうような湖でも何十年に1回とか干すんですよ。その時にブラックバスも全部処分はしているはずなんですけれども、また水がたまると、水がたまると同時にまた増えてくるんですよ。それは誰かが放流しているからそうなるんであって、そういう状況になっているんですけども、この外来魚に関しては罰則規定がありますよね。罰則規定があるんだけどその罰則を適用したことが長野県においてははないと思います。それはそろそろ罰則を、法律に規定されているんだから、法律に規定されている罰則を科しますよというような情報を流しながら、何件か罰を与えたらどうかなと思うんです。諏訪湖なんか非常に多いです。釣ってリリースする人が大勢いるそうです。そういうのを確認出来たら、罰金を取りますよというのを、何件かやる必要があると思うので、その辺もちょっと、取

り締まりを誰がやるのかというのもあるんですけれども、検討していただきたいなと思います。

事務局 リリース禁止についての罰則についてなんですが、他の県とかにもどいういう形でやっているか情報収集をしたいと思います。委員会指示の違反なんですが、基本的にはまず注意をする、ということで、何度も同じ人に注意をして聞かなかった場合、委員会指示に従うようにということで知事の命令が次に出ます。そのあと続くと命令違反ということになってそこで罰則が適用されるという、そういう段階になってきていますので、まずやはり注意を積み重ねて同じ人がやっているという状況が把握できている必要があるのかなという気がしています。他県にもリリース禁止を委員会指示でやっているところが12県くらいありますので、そういう事例について情報収集したいと思います。

平林会長 他、この件で何かございますでしょうか。よろしいですか。
それでは野尻湖における逸出魚の監視について、スライドの説明をお願いします。

事務局 スライド説明

平林会長 それでは4のその他ですけれども、事務局のほうから何かありますか。

事務局 事務局からでは特段ありません。

平林会長 皆様方のほうから何かその他、全体をとおしてでも結構です。最初の宿題を頂いた説明のところでも結構です。全体をとおして何かございますでしょうか。

桐生委員 繰り返しになるんですけれども、さっき罰則の話が出たんですけれども、先ほど私が、私の周りにもリリースする人がいると、そういう人には一応指示違反ということで、手続き抜きにして50万円かかるよと、罰金が。それからリリースじゃなくて生きたまま持ち帰る場合、外来生物法で確か300万円、許可なく運搬した場合に当たると思うんで、そういう話をしていますんで、金額とか懲役何か月とか、その辺はつきりとさせた方がいいんじゃないかと思いますけど、周りにそういう方がいれば。

平林会長 その点は、正しい内容で申し伝えないといけないので、事務局の方できちんと根拠を調べていただいて、それに基づいて説明をするようにしないと混乱が生じると思います。人によって内容や数値が違っていたりすると困るので、事務局の方できちんと整理していただいて、私達にも正しい内容を示していただいた方がいいと思います。

事務局 出すようにいたします。

平林会長 少なくともこのメンバーは正しく知っているということで指導していただくようにしたり、あるいはほかの方たちに話をしたりするときにもそれを根拠にして説明いただくようにしていかないといけないと思います。事務局をお願いします。

事務局 次回までに調べておきます

平林会長 他、何かございますでしょうか。

先ほど藤森委員がおっしゃった、台風の時に網を上げるということですが、あれは河川法で台風の時のように水がいっぱいあるときに構造物があるといけないということですよね、法律でそこは決められていますよね。

事務局 たぶん、占有の許可の条件のところにかかってくると思うので、その後で野尻湖漁協が採れなくなるまでショッカーをかけるというやり方をこちらの委員会の条件をつけてるはずです。今年については開けてないということです。

平林会長 河川法の関係で難しいところもあると思うのです。

藤森委員 今回、新潟県の方から要望書が来ていますが、あれを見ますと、増水時にきちんとした対応をとっているかどうかという疑問点を示されているじゃないですか。それにも一つ答えないといけないと思うんだけど、それは入っていたかどうか確認しておきたい。

事務局 今回の期間の、開けた場合のこういうふうにするという作業についても、3つ説明書いた中で、それにもう一つ加えた形で、増水後の対応ということを書いて回答したいと思います。

平林会長 ありがとうございました。ほかに全体をとおしていかがでしょうか。
よろしいですか。特に全体とおしても御意見、御質問ございませんので、これで第233回の長野県内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

事務局 大変ありがとうございました。以上を持ちまして内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。なお、次回については2月の開催を予定しております。本日の委員会の中で、野尻湖をはじめとするリリース禁止等についての対応について宿題をいただいているわけですので、それらに対する回答も含めまして、整理させていただいて、2月に開催をしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩